

# CSR行動指針



株式会社MIS

2021年9月16日 制定

2025年4月1日 改定

# CSR行動指針の制定に当たって

株式会社 MIS は、社会資本の整備や管理等を円滑に推進するための支援に関する業務とそれをサポートする情報通信サービスを経営の軸として事業活動を進めています。

この事業活動を通して、東北に暮らす人々の安全・安心な生活に寄与できることへの誇りと責任感を自覚し“魅力溢れる東北の未来の創造”に貢献でき、地域社会からの信頼と期待される組織を目指しています。

さらに、行政情報を含む多数の公的情報を扱う社会的責任を果たすとともに、情報資産を適切に保護・管理し、顧客からの信頼確保と、業務成果の品質向上に社員一丸となって取り組む必要があります。

近年、わが国において令和元年台風 19 号等に代表されるように毎年のように大規模災害が発生しています。このため、2018 年～2020 年の 3 ヶ年における「防災・減災、国土強靱化緊急 3 ヶ年対策」の延長と拡充、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」が 2021 年度から開始されるなど、社会資本の早期整備が必要となっています。

また国土強靱化の取組をより効率的に進めるためには、デジタル技術の活用等も不可欠とされており、デジタル化に向けた対応も加速化されるなど、「情報ネットワーク」と「公共事業に関する支援」事業を今後も取り組んで行かなければなりません。

経営理念でもある「お客様を全力でサポートし、信頼される組織を築き、持続的に地域の安全・安心への貢献と、全社員の幸せを実現する」ために、全社員が自立性と規範性を一層高めることが重要であると考え、ここに CSR（企業の社会的責任）行動指針を定めるものです。

2021 年 9 月 16 日  
株式会社 MIS

# 目 次

基本原則	1
1 コンプライアンスの徹底	1
2 公正な取引	2
3 情報の管理	3
4 お客様との健全な関係維持	6
5 知的財産の保護と活用	7
6 反社会的行為への関与の禁止	8
7 品質管理の徹底と品質向上	9
人間の尊重	10
環境との調和	12
運 用	13
1 制定及び改定	13
2 周知徹底	13
3 C S R の推進に係る通報 相談窓口の設置について	13
4 罰則	15
C S R 推進体制	16

# 基本原則

## 1 コンプライアンスの徹底

株式会社 MIS は、社会資本の整備や管理等を円滑に推進するための支援に関する業務とそれをサポートする情報通信サービスを経営の主軸として事業活動を進めています。

この事業活動を通して、東北に暮らす人々の安全・安心な生活に寄与できることへの誇りと責任感を自覚し、“魅力溢れる東北の未来の創造”に貢献でき、地域社会からの信頼と期待される組織を目指しています。

わが国の法令を遵守することはもとより、高い倫理観のもと誠実に事業活動を行うことが極めて重要です。

また、私たち（役員・社員等）は、自らの業務に関連する法令はもとより、社会規範としての一般の法令についても理解を深め、かつ遵守し、高い倫理観を持つ市民として良識ある行動をします。

### コンプライアンスの基本方針

#### (1) 法令、社会規範及び社内規則を理解し遵守します

私たちは、事業活動に必要な関係法令及び社会的規範を理解し、これらに抵触していないかを点検・遵守します。また社内規則の整備と適切な運用を徹底します。

#### (2) 常に良識ある行動をします

私たちは、公共の利益や地域社会の発展に深く関わる業務に携わる一員として、一人ひとりが高い倫理観を持って行動するとともに、社会の常識に基づき自分を厳しく律し、良識ある行動をします。

#### (3) 判断に迷った時は、公益や社会規範を優先させます

私たちは、事業活動に当たり、当社の利益とコンプライアンスの実践とが相反すると思われる場合等、判断に迷ったときは公益や社会規範を優先させ、不正や隠蔽をしません。

迷った時には、①基本に戻ります、②勝手に解釈していませんか、③自信を持って説明できますか、④この程度はとっておいませんか、⑤相談してみましよう。

## 2 公正な取引

私たちは、平等な競争機会の提供と取引に関わる規則を定め、最適調達を追求し公正・公平な取引を実践します。

社会からの要請に対し、全てのお取引先様にご協力をいただきながら、相互に連携をした取り組みを行うことで、お取引先様との健全な関係を保ち、適正な取引と支払い手続きを徹底し、持続可能な社会の発展に寄与します。

### 具体的な行動指針

#### (1) 調達に関する規則の理解と遵守

私たちは、外部委託先、物品等の調達に関するお取引先様の選定や価格決定を行う際は、平等な機会の提供と競争性・透明性の確保に努め、公正および適切な手続きと承認に基づき実施し、相互牽制を確保します。

取引上の立場を利用して、お取引先様に不利益な取引条件を押しついたり、お取引先様と第三者との取引に制約を加えたり、口利き等の関与はしません。

#### (2) 最適調達の追求

私たちは、安全・安心・価格・納期・経営状態・環境負荷はもとより、CSR等の面から総合的に評価し、最適な調達を追求します。

また、実態把握と適正な審査を経て、合理的な判断に基づき決定します。

#### (3) 相互信頼と情報の管理・保護

私たちは、お取引先様とのコミュニケーションを大切にし、永く共に信頼・発展できる関係づくりに努力します。

また取引を通じて知り得た情報価値を認識・理解し、適正な管理に努めます。

#### (4) お取引先様からの収賄と利益相反取引の禁止

私たちは、お取引先からの社会通念・常識を越える接待・贈答、その他の便宜を一切受領しません。

また会社利益と相反する取引は行いません。

#### (5) 品質マネジメント

お客様の要請に応え、信頼を得るために、公正な取引を遵守できるお取引先様と取引を行います。

### 3 情報の管理

株式会社 MIS は、行政情報を含む多数の公的情報および個人情報保護法に基づく管理が求められる個人情報を取り扱っています。

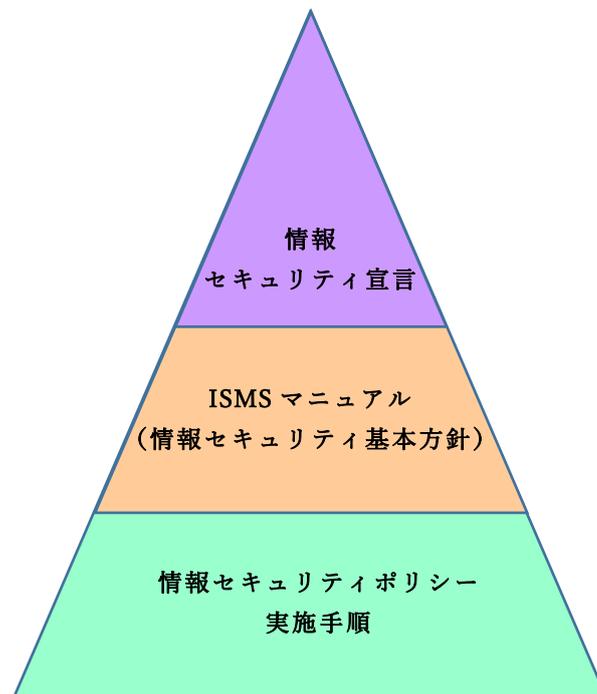
社会及びお客様の信頼を確保するためには、あらゆる情報資産の厳正な管理と、物理的、人的、技術的脅威からの情報資産の保護が極めて重要であると考えています。

情報資産をより適切に保護・管理するために、国際標準である ISO/IEC27001 に基づく情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) の構築及び維持・運営に努めることとしています。

とりわけ、業務上創出され又は取得される秘密情報については、その重要度に応じて厳重に管理しなければなりません。

また自ら収集し使用する第三者(お客様、お取引先様等)の秘密情報についても、同様に厳重に保護・管理します。

#### 情報セキュリティポリシー構成



## 情報セキュリティ宣言

情報通信技術のめざましい進展によって、情報通信ネットワークの利用は、日常業務遂行に欠かせないものになってきています。しかし一方では、情報資産に対する脅威も年々増加の一途をたどっており、情報セキュリティの確保は不可欠の課題となっています。

MIS（以下「当社」という）は、「行政情報」を含む多数の公的情報を扱っており、その社会的責任を全うするためには、情報資産を適切に保護・管理し、その安全性と信頼性を確保することが責務であると自覚し、以下のとおり、総合的・体系的な情報セキュリティ対策に継続的に取り組みます。

1. 情報資産をより適切に保護・管理するために、国際標準である ISO/IEC27001 に沿って、「情報セキュリティポリシー」を制定します。
2. 当社の情報資産を利用する者は、情報セキュリティの重要性を認識し、「情報セキュリティポリシー」を遵守します。
3. 「情報セキュリティポリシー」に基づく教育・有効性の評価・遵守状況の監査により、情報セキュリティの維持・向上に努めます。
4. 当社は、顧客や地域社会をはじめとした利害関係者との信頼関係を一層ゆるぎないものとするため、「情報セキュリティポリシー」に全社的に取り組み、継続的改善に努めます。

最終改定日：2017年5月1日

## 秘密情報管理の具体的な行動指針

### (1) 管理のルールへの遵守

私たちは、秘密情報の管理については、別に定める規則に基づき、厳重に管理しなければならない。別に定める規則においては、秘密区分、秘密情報の保管、秘密情報の社外持出の禁止等について定めるものとする。

また、退職後においても、秘密情報の漏洩をしてはならない。

### (2) 秘密情報の取り扱い

私たちは、社内、社外を問わず、秘密情報について、情報提供の要請を受けた場合には、その取り扱いについて、上司の指示を仰がなければならない。

### (3) 秘密情報の私的使用の禁止

私たちは、秘密情報を業務遂行にのみ使用するものとし、自己又は第三者のために使用してはならない。

また、退職後においても、秘密情報の私的使用をしてはならない。

### (4) 秘密情報の不正取得の禁止

私たちは、第三者の秘密情報を不正な手段を用いて取得してはならない。

### (5) 秘密情報の目的外使用の禁止

私たちは、契約に基づき知り得た第三者の秘密情報については、契約に基づき厳正に管理するものとし、いやしくも目的外に使用することがあってはならない。

## 4 お客様との健全な関係維持

私たちは、お客様との健全な関係を保ち、法令・諸規則や関連する社内規定を遵守し、誠実に取引をするとともに、接待・贈答の授受に関し、社会の疑惑や不信を招くような行為はしません。

また、常に公私の別を明らかにするとともに、一般的な社会常識を逸脱した行為はしません。

### 具体的な行動指針

- (1) 自分の行動が、社会通念に照らし組織の公正な事業活動の観点から疑惑を持たれないか、常に意識するようにします。
- (2) 私たちは、常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的利益のために用いません。
- (3) 私たちは、勤務時間外においても、自らの行動が当社の信用に影響を与えることを、常に認識して行動しなければなりません。
- (4) 私たちは、接待や贈答品の提供に当たっては、一般的な社会常識の範囲を逸脱しません。  
また、お取引先・ご協力会社等から、一般的な社会常識を逸脱する接待を受け又は贈答品を受領しません。

## 5 知的財産の保護と尊重

私たちは、知的財産権についての自社の権利取得・保護を推進し、第三者の権利を尊重します。

### 具体的な行動指針

#### (1) 自社の知的財産の保護と尊重

私たちは、事業活動で得られる知的財産の権利化推進や、権利化前の発明・ノウハウ等の内容について、技術情報を含む自社の知的財産権を保護します。

#### (2) 他社の知的財産の保護と尊重

私たちは、事業活動のあらゆる場面において、第三者の権利を尊重し、知的財産を不当に侵害しないように関係法令・規則等の遵守を徹底します。

## 6 反社会的行為への関与の禁止

私たちは、不当要求行為等の反社会的行為について、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関与を禁止しています。

また、不当要求行為等の反社会的な行為に対しては、次に掲げる対応の基本的な心構えを厳守するとともに、いかなる利益供与も行いません。

### 対応の基本的な心構え

(1) 組織的に対応する

不当要求行為等の反社会的な行為と対応する上で最も重要なことは、個人で対応することなく、組織を挙げて対応することです。

(2) 毅然とした態度で対応する

不当要求行為等の反社会的な行為と対応するときは、必要以上に恐れることなく、しかし決して侮ることなく、毅然とした態度で対応することが重要です。

(3) 自信を持って対応する

自信を持って対応できるように、あらかじめ問題点や想定問答について整理しておくとともに、根拠法令等についての知識の向上を図る等常日頃から自己研鑽に努めることが重要です。

### 具体的な行動指針

(1) 私たちは、市民生活の秩序や安全に脅威を与える不当要求行為等の反社会的な行為について、一切の関与をしません。

(2) 私たちは、不当要求行為等の反社会的な行為に対しては、金銭等による妥協を一切しません。

(3) 私たちは、不当要求行為等の反社会的な行為があった場合は、直ちに関係者に報告するとともに、機を失することなく迅速に関係機関に通報・相談し、適切な対応についてのアドバイスを受けます。

## 7 品質管理の徹底と品質向上

私たちは、組織としてお客様の要請に応え、信頼を得ることで、建設事業の円滑な推進に貢献します。

JIS Q 9001 規格要求事項(ISO9001)に適合した品質マネジメントシステム(QMS)を 2017 年 12 月に認証取得し、毎年度維持審査・再認証による更新を行い、継続的な品質向上と効率的な運用を図っています。

### 品質方針

適正な業務体制を整備し、組織の「信用と信頼」そして業務の「品質向上」を目指す

### 品質目標

質の高いサービスを継続的に提供するため、業務の現状把握に努め、サービス向上達成のために必要な要素・課題を洗い出し、実践・定着化を図る

# 人間の尊重

私たちは、相互理解の基礎である基本的人権を真摯に尊重するとともに、人種、信条、性別、社会的身分又は門地による一切の差別を行ってはいけません。

採用・人材育成・処遇等雇用に関する全ての面において、人の基本的人権と個性を尊重し、次代に継承できる人間形成と、十分に能力を発揮できるよう研修受講機会の確保や公的資格の取得等、能力開発・キャリア開発を積極的に支援します。

## 具体的な行動指針

### (1) 基本的人権の尊重

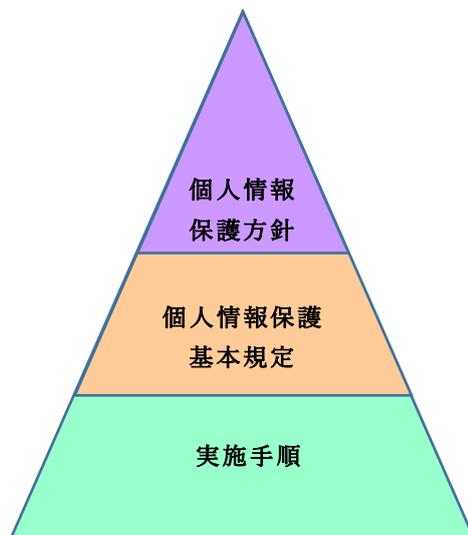
私たちは、個々人の基本的人権を真摯に尊重し、差別的言動、暴力的言動、セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント等、人権を無視する一切の行為を行いません。

### (2) 個人のプライバシー保護

高度情報通信社会においては、十分な個人情報の保護が極めて重要です。

私たちは、個人の人格尊重の理念の下、個人情報が慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、「個人情報管理基準」に基づき、その適正な取り扱いに十分留意するとともに、個人のプライバシーが侵害されることのないよう細心の注意を払います。

## 個人情報管理基準



(3) ハラスメント行為の防止及び排除

私たちは、良好な執務環境を確保するため、職場の内外におけるセクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント等のハラスメント行為の防止及び排除に努めます。

(4) 職場の安全衛生・社員等の健康管理の充実

職場の安全衛生と快適な職場環境の形成に資するため「身体・健康保持・増進」「心身の健康づくり」を中心に、心とからだの健康づくりの充実を図ることとします。

(5) 働き方改革とワーク・ライフ・バランス

長時間労働は、健康の確保や仕事と家庭生活との両立を困難にし、女性のキャリア形成や男性の家庭参加を拒む原因となっていることから、労働時間の適正な把握のため、勤務時間管理の徹底等によって長時間労働の是正を図るとともに、年次有給休暇の取得しやすい環境を整えること等により、社員一人ひとりが将来展望を持てるようなワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。

## 環境との調和

今日の環境問題は、単に産業公害に止まらず、廃棄物問題、水質汚濁問題、大気汚染・騒音等都市型の環境問題、さらには地球温暖化、オゾン層の破壊、熱帯雨林の減少、砂漠化等の地球規模の環境問題と年々複雑になってきています。

このような中で、1992年6月に開催されたブラジル地球サミット(環境と開発に関する国連会議)において、「持続可能な発展」という基本理念が打ち出されました。

また、地球温暖化対策については、1997年に京都議定書が合意され、更に2015年にパリ協定が合意に至る等国際合意に基づく地球温暖化防止の目標が設定されたところです。

株式会社 MIS は、環境問題への取り組みが人類共通の課題であることを認識し、循環型経済社会の構築、温室効果ガスの排出削減に向けて、自律的な取り組みを実施し、環境と共生する社会の実現を目指して、事業活動を通じて地域社会の発展に貢献します。

### 基本的な行動指針

#### (1) 環境の保全に関する法令等の理解と遵守

私たちは、事業活動を行うに当たり、生活環境の保全に関する法令等を遵守することはもとより、環境保全が社会的な使命であることを認識し、環境負荷の低減に努めます。

#### (2) 環境と調和した事業活動

私たちは、事業活動を行うことで与える環境への負荷・影響の軽減に取り組むとともに、事業活動に伴って生じた廃棄物については、自らの責任において適正に処理します。

#### (3) 環境意識の向上

私たちは、一人ひとりが環境意識の向上に努めるとともに、自らの日常生活においても、積極的に環境保全活動を推進します

# 運 用

---

## 1 制定及び改定

本CSR行動指針の制定は取締役会の決議を経て決定するものとし、改定はCSR推進委員長の承認を得て決定する。

## 2 周知徹底

役員・社員等は、研修、会議等の機会があるごとに、本CSR行動指針について、継続的に周知徹底を図ることとする。

## 3 CSRの推進に係る通報・相談窓口の設置について

CSR行動指針に掲げるコンプライアンスの徹底に資するため、「CSRの推進に係る通報・相談要領」を制定する。

## CSR の推進に係る通報・相談要領

### (目的)

- 1 この要領は、社員からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する通報もしくは相談の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もってコンプライアンス経営の強化に資することを目的とする。

### (通報又は相談窓口の設置)

- 2 社員からの通報を受け付ける窓口及び法令違反行為に該当するか否かを確認する等の相談に応じる窓口を、情報企画部に設置する。

窓 口	情報企画部長
-----	--------

### (通報又は相談の方法)

- 3 通報窓口又は相談窓口の利用方法は、電話、電子メール、FAX、書面、面会とする。

### (調査)

- 4 通報があった事項に関する事実関係の調査は、情報企画部長が行うものとする。各部長・営業所長は、通報があった場合の事実関係の調査に際して、情報企画部長から協力を求められた場合には、協力しなければならない。

### (是正措置)

- 5 調査の結果、不正行為等が明らかになった場合には、すみやかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

### (通報又は相談者の保護)

- 6 社員が通報又は相談したことを理由として、社員に対していかなる不利益取扱いも行ってはならない。

(個人情報保護)

7 この要領に定める業務に携わる者は、通報又は相談された内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならない。

(通報又は相談者への通知)

8 通報者又は相談者に対して、プライバシーに配慮しつつ、調査結果及び是正結果について、遅滞なく通知しなければならない。

(施行)

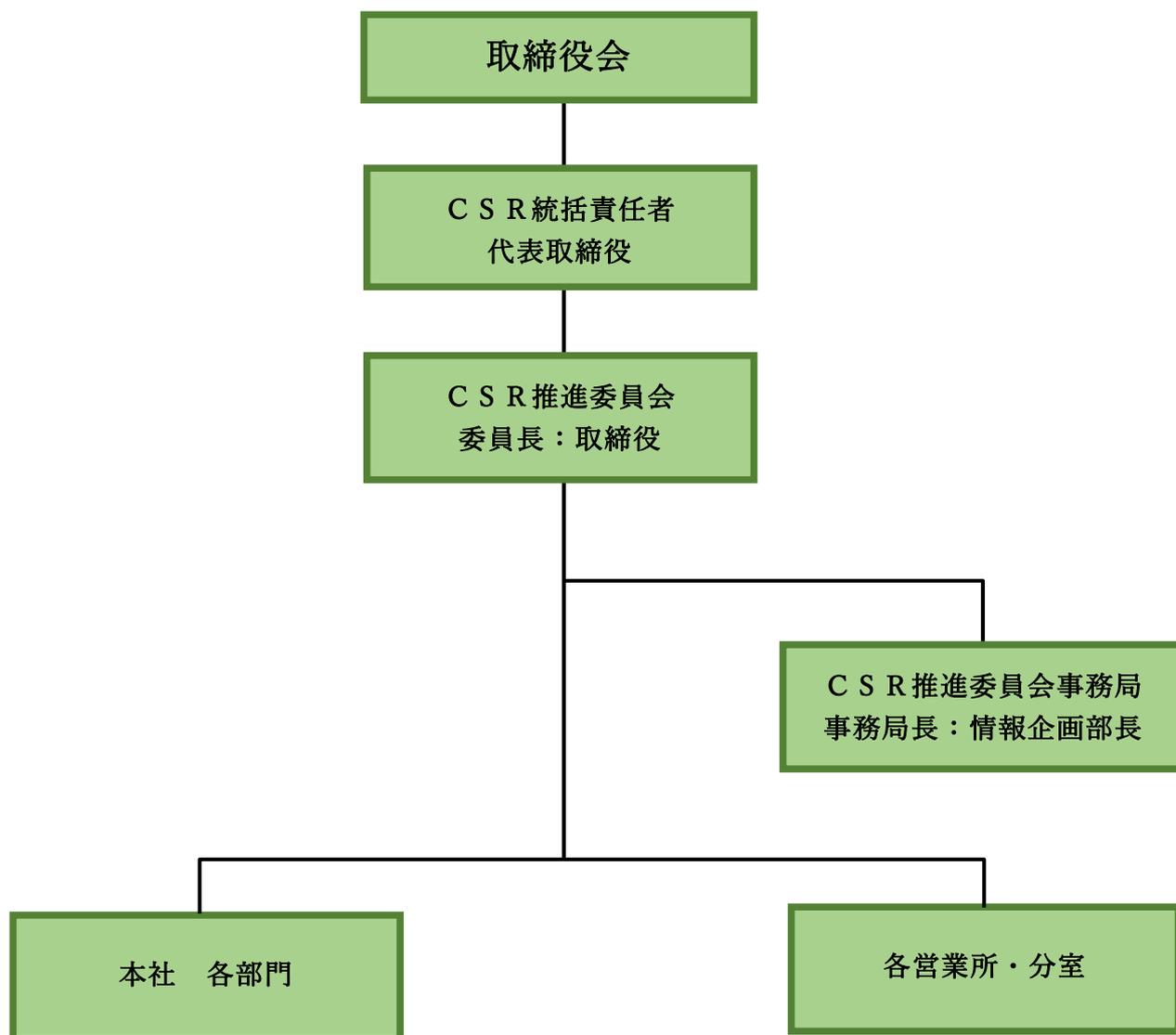
9 この要領は、2021年9月16日から施行する。

#### 4 罰則

本CSR行動指針に違反した場合は、「株式会社 MIS 懲戒等に関する取扱い規定」に基づき、厳正に対処することとする。

# C S R 推 進 体 制

株式会社 MIS は、社会的責任を果たしていくため、CSR 推進体制を確立し、この体制を基盤として本格的な CSR の取り組みを実践します。



改訂経緯

- 2021.9.16 制定
- 2023.4.1 組織改定による改定
- 2025.4.1 組織改定による改定

## CSR 行動指針



株式会社MIS